１３．港湾関係の補助事業について

港湾関係の補助事業について

Ⅰ　補助金について

1．補助金の定義

補助金とは、一般に「国又は地方公共団体が特定の事務、事業に対し、国家的又は公共的な見地等から公益性があると認め、その事務、事業の実施に資するため相当の反対給付を受けないで地方公共団体等に交付する給付金」と定義されている。この定義を前提とする限り補助金としての要件は

（1）特定の事務事業に国家的公共的見地等において公益性があると認められること。

（2）その事務、事業の実施に資するためのものであること。

（3）相当の反対給付がないこと。

の３つをあげることができる。国の補助金については補助金の交付手続の適正化を図ることを目的として「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）（以下単に「適正化法」という）とその施行令が制定され、補助金の交付の申請、決定等に関する事項、その他補助金に係る予算執行に関する基本的事項を規定するとともに補助金の交付申請、交付決定、決定通知等から額の確定に至るまでの一連の手続きを規定し、補助金の交付手続きの適正化を図っている。

この適正化法は第4条にも規定するように「補助金等に関しては、他の法律又はこれに基づく命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定めのあるものを除くほか、この法律の定めるところによる」ものとして、補助金制度に関する一般法たる性格をもつものであり、個々の補助金の交付に根拠を与える根拠法ではない。したがって補助金を交付する旨の根拠法としては、実定法上は例えば海岸法、河川法等の各個別法の中の財政規定によって与えられ、港湾関係の補助金の根拠法としては港湾法が代表的なものである。

2．補助金の分類

（1）法律補助と予算補助

補助金の交付の根拠による分類で､その交付の根拠が法令の規定に基づくものを法律補助といい、法令の規定に基づかないで行政庁の裁量により予算の範囲内で措置するものを予算補助という。

（2）定率補助と定額補助

補助金の算定基準による分類で、補助金の額を補助すべき事務または事業の所要額に一定の率を乗じて算出するものを定率補助といい、補助金の額をその事務または事業の所要額との比例関係において算出するのではなく、一定の額で固定されたものを定額補助という。なお、補助金のうちの多くは、定率補助である。

（3）直接補助と間接補助

補助金の交付の対象となる事務または事業を行う者に、国が直接補助するものを直接補助といい、他の者を経由して間接的に補助するものを間接補助という。

（4）予算補助と決算補助

補助金の交付の算定時期による分類で、補助金の金額の算定基準を補助の対象となる事務または事業の遂行前に収支の見積もりに基づいて交付するものを予算補助といい、事務または事業の遂行後の決算に基づいて算定し交付するものを決算補助あるいは精算補助という。

※補助金のほか、社会資本整備総合交付金などの各種交付金も同様の扱いとなる。

Ⅱ　港湾整備事業について

１．国の負担及び補助

（１）国の負担

港湾法第42条は、港湾管理者が行う港湾工事について、国がその費用の全部又は一部を負担する場合の要件、負担率等を定めている。

港湾工事については、港湾法第2条第7項に規定されている。

１）港湾施設を建設し、改良し、維持し又は復旧する工事

２）前１）以外の工事であって、港湾における汚でいその他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化、漂流物の除去その他港湾の保全のために行う工事

「負担」とは、国と地方公共団体（港湾管理者）の財政関係において、経費の性格上、国及び地方公共団体の双方が経費を出すべき場合の国又は地方公共団体の支出を意味し、本来、地方公共団体が経費を賄うべきものについて、国が奨励的意味で財源の一部を補助する「補助」とはその性格を異にしている。国が負担する場合として、次の２つを定めている。

第１に、港湾管理者が、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾（以下「国際戦略港湾等」という。）において、一般公衆の利用に供する目的で水域施設、外郭施設又は係留施設（これらの施設のうち国土交通省令で定める小規模なものを除く。）を建設又は改良する重要な工事をする場合には、その工事に要する費用は、国と港湾管理者がそれぞれの10分の5を負担する。

この場合、対象となるのは、一般公衆の利用に供する目的で行われる工事であるから、特定の企業等特定の利用者に対する工事については国の負担はなく、港湾における最も基本的な施設である水域施設、外郭施設又は係留施設以外の施設、例えば、荷役機械、上屋等の施設は対象外であり、また、これらの施設に関する工事であっても維持工事等軽易な工事には国庫負担はない。なお、国土交通省令で定める小規模なものとは、①水深5.5m以下の水域施設又は係留施設、②①の施設を専ら防護するための外郭施設をいう。（港湾法施行規則第10条）

第２に、港湾管理者が、避難港において、水域施設又は外郭施設の建設又は改良の工事をする場合、その工事に要する費用は、国と港湾管理者がそれぞれの10分の5を負担する。

これは避難港という性格及び公益性を考慮して、国が負担することとしたものである。

以上２つの場合、国が費用を負担することとなるが、当該負担額について、港湾管理者があらかじめ国土交通大臣に申し出て国会の議決を経た予算に組み入れられていないときは、当該負担は行われない。

（２）国の補助

港湾法第43条は、港湾管理者の港湾工事に対する国庫補助に関して規定している。前述第42条に規定するもののほか、国が特に必要があると認められるときは、予算の範囲内で一般公衆の利用に

供する目的で港湾管理者が行う港湾工事の費用について、次のような基準で補助することとしている。

1）国際戦略港湾等における水域施設、外郭施設又は係留施設のうち、港湾法第42条第１項の国土交通省令で定める小規模なものの建設又は改良の港湾工事については10分の4以内

2）国際戦略港湾等における臨港交通施設の建設又は改良の港湾工事については10分の5以内

3）地方港湾における水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良の港湾工事については10分の4以内

4）港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設の建設又は改良の港湾工事については10分の5以内

5）廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設の建設又は改良の港湾工事については3分の1以内

以上のうち４）及び５）については昭和48年の法改正により新たに補助対象となったものであるが、港湾の種類による補助率格差は設けられていない。

これは、港湾公害防止施設、廃棄物処理施設又は港湾環境整備施設については、それぞれの施設整備の目的が港湾における公害防止、廃棄物処理又は環境整備という各港共通の課題を達成するためのものであって港湾の種類とは無関係なものであるため、補助率に差を設ける必要がないからである。

（3）国庫負担等の特例

法第55条の6は、港湾工事の費用の負担又は補助の割合について企業合理化促進法又は公害防止事業費事業者負担法により、事業者に負担金を納付させることができる工事に関して特例を定めている。

（4）その他の法律に基づく国庫負担等の特例

港湾管理者の行う港湾工事について、それぞれの地域における開発を促進するための港湾の整備に関する国庫負担の割合について特例を定めた法律として、「離島振興法」「北海道開発のためにする港湾工事に関する法律」及び「沖縄振興特別措置法」等がある。

（5）その他

港湾法等に根拠を有する法律補助以外に予算措置による予算補助がある。

2．補助対象事業の内容

補助対象事業は港湾整備事業である。なお、補助率は内地の補助率であり、北海道、離島、奄美、沖縄については異なる場合もある。

（1）港湾改修事業

一般公衆の利用に供する目的で水域施設、係留施設、外郭施設及び臨港交通施設を建設又は改良する事業

①水域施設

船舶の航行又は停泊の用に供される施設で、航路、泊地、船だまりがある。

重要港湾以上（水深－5.5m以下の水域施設を除く。）及び避難港……5/10（港湾法第42条）

重要港湾以上で水深－5.5m以下の水域施設及び地方港湾……4/10（　〃　第43条）

②係留施設

船舶の係留の用に供される施設で岸壁、物揚場、係船くい、浮桟橋等がある。

岸　壁…船舶を係留させる施設で水深－4.5m以上のもの

物揚場…船舶を係留させる施設で水深－4.5m未満のもの

船揚場…船舶の軽微な修理、カキ落し、塗装等を行うための施設

重要港湾以上（水深－5.5m以下の係留施設を除く。）……5/10（港湾法第42条）

重要港湾以上で水深－5.5m以下の係留施設及び地方港湾……4/10（　〃　第43条）

③外郭施設

港湾区域内の水面、港湾施設、港湾周辺地域を防護するための施設で防波堤、防砂堤、導流堤、護岸、防潮堤等がある。

補助対象となるのは、公共施設を防護する施設に限られる。

重要港湾以上（水深－5.5m以下の水域施設又は係留施設を専ら防護するための外郭施設を除く。）及び避難港……5/10（港湾法第42条）

重要港湾以上で水深－5.5m以下の水域施設又は係留施設を専ら防護するための外郭施設及び地方港湾……4/10（　〃　第43条）

④臨港交通施設

係留施設と背後地域とを結ぶ陸路及び水路であって、接岸する船舶からの貨物、乗降客等を運ぶための、道路、鉄道、運河等の施設

重要港湾以上……5/10（港湾法第43条）

地方港湾……4/10（　〃　）

（2）港湾改修産業関連事業

企業合理化促進法に基づき企業者が申請して実施する事業で整備される施設が将来一般公衆の利用に供されるものであるが、当分の間は、特定の事業者が利用するものであって、かつ、その利用によって受益する程度が全事業の5割に相当することが想定される事業

外郭施設及び水域施設が対象となる。港湾管理者負担金の5割に対し、43条に基づいて補助率を適用。

（3）港湾改修施設改良費・統合補助事業

事業メニューとしては、以下のとおりである。全体事業規模が2億円以上（市町村管理の港湾にあっては9千万円以上）5億円以下の利用転換促進事業（クリアランス事業、買取＋改良による利用転換、岸壁から親水護岸への変更等）、利便性向上事業（バリアフリー化のための改良等）、延命化対

策・利用促進事業（係留施設、臨港交通施設等の部分的改良）。

① 既存施設の利用転換

（ア）民間の既存バースを公共施設へ利用転換するための買い取り

（イ）既存岸壁の利用転換のための改良事業

② 港湾空間の再開発・高度化

港湾空間の高度化等のためのクリアランス事業（建築物撤去）

③ 利便性向上のための改良

（ア）係留施設、緑地のバリアフリー化

（イ）柵の設置による安全性の向上

（ウ）使いやすい港湾の形成を図るための局部的な改良事業

（エ）港湾管理者情報システムの整備

④ 既存施設の延命化のための改良

（ア）腐食対策

（イ）沈下対策

（ウ）コンクリートの劣化

（エ）付属品の取替え

（オ）埋没浚渫

（カ）橋梁塗装

⑤ 放置小型艇収容緊急整備（ボートパーク整備）

放置艇対策が必要とされる地区における係留施設、駐車場、トイレ、斜路、陸上保管施設の整備。

⑥ 港湾環境整備施設

小規模な緑地等施設整備（5,000㎡以上10,000㎡未満）に係る事業

内地‥‥1/3（港湾法第43条）

（4）港湾改修長寿命化計画事業

港湾管理者が所有する港湾施設に係る維持管理計画の策定であって、係留施設、外郭施設及び臨港交通施設の長寿命化を図るために特に必要なもの。

1/3（港湾法第43条）

（5）公害防止対策事業

港湾における公害を防止するため公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律又は港湾法に基づいて行う事業（浚渫事業、導水事業等）

1/2（公害財特法、港湾法第43条）

（6）港湾環境整備事業

快適な港湾環境の創造を図るため、海浜、緑地、植栽、休憩所等の施設を整備する事業

緑地……5/10(港湾法第43条)

用地……1/3（　　〃　　）

（7）廃棄物処理施設整備事業

港湾における環境を保全するための廃棄物埋立護岸の整備、廃棄物焼却施設の整備。

① 廃棄物埋立護岸

廃棄物を受入れるための受皿としての外周護岸を整備する事業

1/3（港湾法第43条）

1/2（公害財特法）

② 海洋性廃棄物処理施設

船舶又は海洋施設から発生する廃棄物、港湾管理者が管理する港湾施設を維持管理することによって発生する廃棄物及び港湾区域内における汚染の防除活動によって収集された廃棄物を処理するための受入施設、焼却施設及び破砕施設を建設又は改良する事業

1/3（港湾法第43条）

1/2（公害財特法）

（8）油濁防止事業

船舶から発生する廃油を陸上で処理するための廃油処理施設を建設又は改良する事業

5/10（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第36条）

（9）海域環境創造・自然再生等事業

① 水質、底質の改善を図り、海域の利用の増進に資するためのもので次に掲げるもの。

（ア）海浜（砂浜、干潟等）及び突堤、離岸堤……5/10（港湾法第43条）

（イ）水質浄化施設……5/10（　　〃　　）

（ウ）水質、底質の改善を図る外郭施設、係留施設等の改良‥ 4/10（　　〃　　）

② 沈廃船等処理

港湾においてみだりに捨てられ又は放置されている所有者不明の船舶を処理する事業又は船舶所有者等に代わり港湾管理者がやむを得ず放置座礁船を処理する事業

1/3（予算補助）

（参考）港湾施設補助対象一覧

港湾施設	港湾法　（第２条第５項）	補助対象施設
水域施設	航路、泊地、船だまり	○
外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤、胸壁	○
係留施設	岸壁、係船浮漂、係船くい、桟橋、浮桟橋、物揚場、船揚場	○
臨港交通施設	道路、駐車場、橋りょう、鉄道、軌道、運河、ヘリポート	○
航行補助施設	航路標識、船舶の入出港のための信号施設、照明施設、港務通信施設	
荷さばき施設	固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地、上屋	
旅客施設	旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所、宿泊所	
保管施設	倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場、貯油施設	
船舶役務用施設	船舶のための給水施設、給油施設、給炭施設、船舶修理施設、船舶保管施設	
港湾情報提供施設	案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設	
港湾公害防止施設	汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他港湾における公害防止のための施設	○
廃棄物処理施設	廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破砕施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設	○
港湾環境整備施設	海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設	○
港湾厚生施設	船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設	
港湾管理施設	港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設	
港湾施設用地	上記の施設の敷地	北海道、奄美、沖縄のみ対象
移動式施設	移動式荷役機械、移動式旅客乗降用施設	
港湾役務提供用移動施設	船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両、廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両	
港湾管理用移動施設	清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設	

Ⅲ　港湾関係補助事業に関する事務手続について

補助事業執行の事務手続きは内定通知にはじまり、交付申請・交付決定を経て額の確定に至り終了するが、その事務の流れの概要は次の図に示すとおりである。

補助事業事務手続一覧図

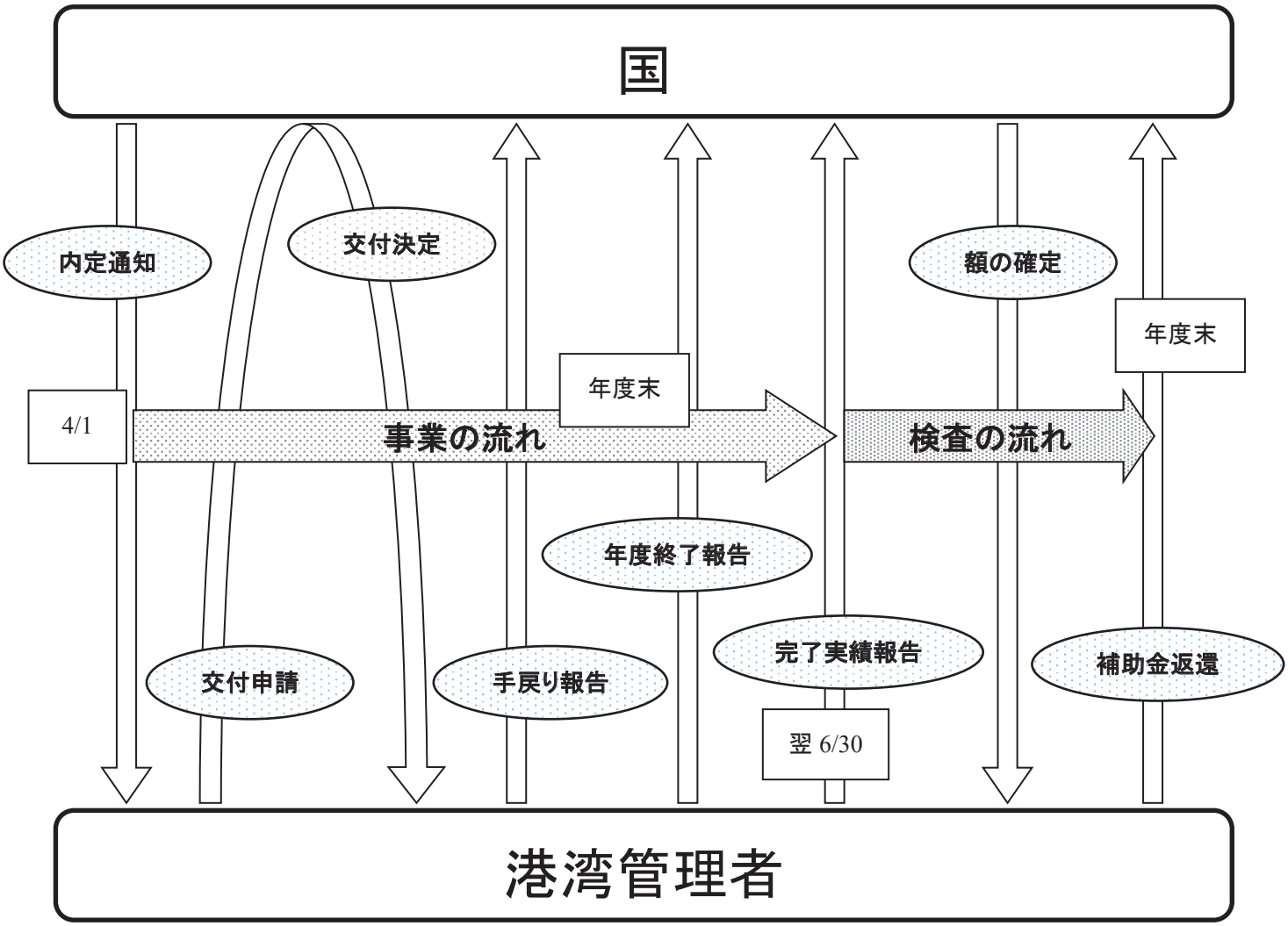

1．内定通知

内定通知は補助事業を実施しようとする事業主体に対して国が歳出予算に基づき、当該補助事業主体に対して補助金を交付することが可能な範囲をあらかじめ通知するものであって適正化法等の法令に定められた行為ではない。

国土交通省においては歳出予算が成立後、港湾管理者に対して港湾補助事業の名称、金額等を記載して内定通知をおこなっている。

適正化法では補助金の交付を受けたい者は交付申請を行い、国がその交付申請を審査して、必要と認めたものに対して交付決定を行うという建前をとっている。しかし、国の予算に財政的な制約がある以上、当然に国の補助金の交付には限度があり、各港湾管理者が希望する補助事業の全部を満足させる交付決定は不可能である。したがって、あらかじめ港湾管理者等の要望を徴したうえ、これを斟酌して、港湾補助事業として採択する事業箇所と補助見込額を通知することとして補助金交付決定事務の迅速化を図るため内定通知を行っているものである。

2．交付申請

港湾管理者は内定通知にもとづき国土交通大臣（委任されている場合にあっては、地方整備局長、北海道開発局長及び内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に対して補助金の交付の申請を行う。

補助事業の事務手続きの中で法令に基づく手続は「補助金の交付申請」から始まる。すなわち、国が補助金を交付するにあたってはまず相手方が補助金を必要とするか否かはもちろん、補助金を必要とする場合であっても、国が補助なり、負担なりをすべきものであるか否か等を判断する必要があるものであり、具体的な補助金の交付申請を受けて初めて国の側から審査等の開始が可能となるものである。

この申請について、適正化法第5条は補助金の交付の申請をしようとするものは、「…補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。」として補助金の交付につき「申請主義」を明らかにするとともに、当該申請が「書面主義」にもよるものであることを明らかにしている。従って補助金の交付の申請（申請書による申請）がなければ、歳出予算が計上されていても補助金の交付の決定を行うことはできないとされている。

港湾関係事業の申請様式については、港湾関係補助金等交付規則（昭和36年6月28日運輸省令第36号、以下「交付規則」という。）第2条第1項に定めている。また具体的な申請書の調整要領等については、港湾関係補助金等交付規則実施要領（昭和43年5月8日付け港管第814号、以下「実施要領」という。）において定めており、この要領に従い申請書を作成する必要がある。

同要領により記載を要することとされている事項等は、申請書の名称、事業名及び交付申請額等の外、次のとおりである。

（1）事業の内容

① 工事の概要 …… 事業計画

② 施設の概要 …… 計画平面図

（2）補助事業等の経費の配分及び補助金等の額の算出基礎並びに工程計画

（3）添付書類　　財源調書

交付申請書に記載された内容については、申請どおり交付決定された場合、補助事業者を拘束することになる。また、交付申請書は各省各庁の長が補助金を交付すべきか否かを判断する資料として提出するものであるから記載にあたっては十分注意し、適正な書類を作成する必要がある。

3．審査

審査の方法としては、書面審査及び必要に応じて行う現地調査の方法がある。一般的には、書面審査によって審査を行っている。

審査はまず申請書に記載された事項に誤りがないことを確認したのち記載事項により申請に係る事業を補助事業として採択するか否かの内容審査を行うこととなる。

審査の基準については適正化法第6条に定めるところによる。同内容は、

① 法令及び予算に定めるところに違反しないかどうか。

補助の根拠となる法令あるいは予算措置の目的に照らし、補助対象の範囲、資格要件（補助対象者)、補助率等が適正なものとなっているか、すなわち、申請に係る補助事業が一定の要件あるいは採択基準に照らし、補助金の交付対象として適格かどうか等を判断する。

② 補助事業等の目的及び内容が適正であるか。

補助事業の目的、内容が適正であり、かつ補助事業の遂行について最も効率的に最小の経費で最大の効果をあげるような手段がとられているかどうか、具体的には全体の事業計画の妥当性、整合性及び設計の適否等を判断する。

③ 金額の算定に誤りがないか。

交付決定は、補助事業者が交付決定どおりの事業を完了させれば交付決定した額を交付する債務を国が負担するものであるから、その金額の妥当性、積算内容に誤りがないかどうかを審査するものである。

補助事業の内容は具体的には事業の内訳として金額的に表示されることとなり、内容の妥当性の判断は当然にその数字的な表現である金額の妥当性の審査を含むものと考えられるが、全体として事業の目的、内容が適正であっても細部の事業費の積算（設計積算等）のうえで違算があることも皆無ではない。したがって金額の面でも誤りがないことを十分確認しておく必要がある。

④　その他

特に事業主体の事業遂行能力（資力、資金調達力）及び他の法令による許認可等、事業を確実に遂行しうる事業であるかも審査するべきとされている。

国土交通省では、これらの審査にあたって具体的な審査項目を定め、これに基づいて審査を行っている。

ただし、次の（1)～(１０）に該当する場合は、港湾関係補助金等交付規則実施要領の運用について（平成25年5月15日付け国港総第198号）により、交付決定することができないこととしている。

※以前は「申請書を受理することができない」としていたが、受理できない場合は、定められた様式を使用していない場合や、記載しなければならない事項が記載されていない場合のような形式的に不備があるものである。原則としては形式が整っているものは受理しなければならない。実際には（1)～(１０）に該当する場合は、ヒアリング時等において申請があっても交付決定できない旨を伝えることとなるが、それでも申請があった場合は申請書を受理して不交付の決定をすることとなる。

（1）港湾整備事業において、港湾法第3条の3の規定に基づき港湾計画（当該港湾計画の変更を含む。）の策定を要する場合で、当該港湾計画が策定されていない場合

（2）港湾整備事業において、建設、改良する施設等が港湾区域又は臨港地区の外にある場合

ただし、港湾法第2条第6項の規定に基づき港湾施設として認定された場合を除く。

（3）公害防止対策事業において、環境基本法第17条第3項の規定に基づく公害防止計画の承認又は公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第3条第3項の規定に基づく総務大臣の事業指定がなされていない場合

ただし、港湾法に基づいて整備する港湾公害防止施設を除く。

（4）廃棄物埋立護岸整備事業において、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第3条第1項の規定により国費の嵩上げを行うものにあっては、環境基本法第17条第3項に規定する公害防止計画の承認がなされていない時点において嵩上げ国費が申請された場合

（5）沈廃船処理事業において、港湾法第37条の3に基づく「放置等禁止物件」及び「船舶の放置等を禁止する区域の指定」の公示、あるいは、条例により放置艇に対して港湾法第37条の3と同等以上の規制措置（強制移動）がなされていない場合

（6）海岸事業において、新設、改良する海岸保全施設が海岸保全基本計画に位置づけられていない場合

（7）海岸事業において、新設、改良する施設等が港湾区域、港湾隣接地域又は公告水域にかかる海岸保全区域の外にある場合

ただし、海岸法第5条第4項又は第5項の規定に基づき協議が調ったもの及び港湾区域若しくは港湾隣接地域と河川区域が重複する区域であって河川管理者と協議が調ったものを除く。

（８）内定通知した施設等のうち、構造断面又は法線が未確定である場合

（９）港湾施設にあっては、「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」、「港湾の施設の技術上の基準を定める告示」及び「技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示」に基づき、要求性能を満足するよう構造断面が決定されていないもの、建設改良にあたって必要となる維持管理計画等を定める予定のないもの（ただし、統合補助のうち、港湾管理者情報システム整備を除く）。(平成27年度以降においては、合理的な理由がなく維持管理計画等が未策定又は同計画等に基づく適切な維持管理がなされていないもの)

（１０）海岸保全施設にあっては、「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」に基づいた設計条件、設計方法等により構造断面が決定されていないもの

参考・審査項目

(1)全体計画との関連(港湾計画及び海岸保全基本計画との関連)　(2)申請事業計画　(3)関連事業　(4)位置及び法線　(5)構造断面　(6)維持管理　(7)施工方法　(8)附帯工事費　(9)船舶機械器具費　(10)測量設計費　(11)用地費及補償費　(12)積算　(13)財源調書　(14)申請様式　(15)法令手続等　(16)合併施工

４．交付決定

提出された補助金等交付申請書の審査の結果、適正化法第6条に規定する交付決定を行う。

交付決定通知書は補助金交付の意思表示を示すものであり、これによって補助事業者は、国に対して補助金を請求する公法上の権利を取得することになるとともに同通知書に附された条件により補助事業を実施するにあたって義務を負うことになる。

現在、港湾関係補助事業については交付決定の条件（補助条件）として、通常は以下の内容を付している。

（１）補助事業に要する経費の配分又は内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合においては、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けなければならない。

（２）補助事業を中止し又は廃止する場合においては、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに国土交通大臣に報告して、その指示を受けなければならない。

（４）補助事業の施行中に工事の手戻りを生じたときは、すみやかに国土交通大臣に報告して、その指示を受けなければならない。

（５）補助金交付額の一部を減額して補助事業を施行する場合においてはあらかじめ国土交通大臣の承認を受けなければならない。

（６）補助事業が完了したときは、国土交通大臣の指示に従い当該事業の成果について、その検査を受けなければならない。

（７）補助事業が完了したとき残存する工事用の材料、工事遂行の手段として用いた物品及びその他の物件を次年度以降の補助事業に繰越して使用する場合においては、あらかじめ地方整備局長等の承認を受けなければならない。

（８）補助金等交付額の対象となった港湾施設等については、国土交通大臣の承認又は認可を受けないで補助金等交付の目的に反して使用し、または譲渡、貸付等の処分をしてはならない。ただし、補助金等に相当する金額を国に返還した場合は、この限りではない。

（９）補助事業の完了により、補助事業者に相当の収益が生じた場合には、当該事業を対象として交付した補助金に相当する金額を国に納付しなければならない（公害防止対策事業による浚渫土処分場及び廃棄物処理施設整備事業による廃棄物埋立護岸（北海道、沖縄および離島にあっては港湾環境整備事業による廃棄物埋立護岸）に限る）。

（１０)補助事業の施工中又は完了後に、補助事業者が当該補助事業に係る相当の収入を得た場合には、当該事業を対象として交付した補助金に相当する金額を国に納付しなければならない（海域環境創造・自然再生等事業による沈廃船等処理に限る）。

（１１）補助事業の完了により、補助事業者に港湾法第43条の5の規定に基づく港湾環境整備負担金

収入が生じた場合には、当該事業を対象として交付した補助金に相当する金額を国に納付しなければならない。

（１２)廃棄物処理施設整備事業による廃棄物埋立護岸（北海道、沖縄および離島にあっては港湾環境整備事業による廃棄物埋立護岸）については、埋立竣功した時点において、当該廃棄物埋立護岸に受け入れた廃棄物等の種類及び量に基づく補助金額を算定し報告するとともに、交付された補助金の総額が確定した補助金額より多い場合にはその差額を国に納付しなければならない。

以上の条件のうち（１)～(３）は適正化法第7条第1項の必要的条件として、又（４)～(１２）は同条第2項及び3項の任意的条件として付しているものであるが、特に（９）の収益納付条件は廃棄物処理事業（廃棄物埋立護岸）の例のように事業遂行の結果、埋立地等が造成され、その処分により収益を得ることが考えられる事業について、又（１１）の港湾環境整備負担金収入の納付については港湾環境整備事業（緑地）の例のように港湾法第43条の5の環境整備負担金の対象となり、負担金収入が生じることが考えられるものについて条件を付している。

５．補助事業の遂行

補助金の交付の決定が行われれば、補助事業者は、当該決定に従って補助事業を行なわなければならない義務を負い、かつ、これを遂行すれば当該決定に基づく補助金を国へ請求する権利を有することとなる。

一方、国は補助事業者が交付決定に基づいて補助事業を遂行すれば、当該決定に明示された金額を限度において補助金を支払う義務を負うことになる。

適正化法第11条では、補助事業者が補助事業を遂行するに際しての遂行義務について次の５つの事項を定めている。

（１）法令の定に従うこと。

（２）補助金等の交付の決定の内容及び附した条件に従うこと。

（３）法令に基づく各省各庁の長の処分に従うこと。

（４）善良な管理者の注意をもって補助事業等を行うこと。

（５）補助金等の他の用途への使用をしてはならない。

すなわち、補助事業の遂行について法令の規定及び交付条件等を遵守することはもとより「善良な管理者の注意」をもって行わなければならないという基準を定めるとともに補助金の「他用途使用」を禁止している。これは、上記（１)～(４）を遵守して補助事業を行うならば、他の用途使用という事態は生じないはずであるが、特に本条において明記しているのは、「他用途使用」が最も背信的行為であり、第30条の刑罰規範の前提として特別の規定を置く必要があるからである。

また補助金の受け入れについて、補助金等については予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条により概算払のできる経費として指定されており、港湾関係補助金については、港湾管理者の

財政事情を勘案し、補助事業が円滑に実施され、所期の目的が達成されることを期して概算払を行っている。概算払は、債務金額の未確定のものについて、事前に概算で支出を行うものであるから、補助事業終了後、適正化法により実績報告書等に基づく補助金の額の確定が各省各庁の長に義務づけられ、この額の確定の結果、過払等があれば、各省各庁の長は、補助金の返還を命じなければならないことになっており、一種の精算が義務づけられている。

6．補助条件に基づく手続について

（1）補助事業の内容の変更など（条件1,2,3,5）

前述したように補助金の交付決定を受けた補助事業者は交付決定の内容等に従い、又事業遂行に際し課せられた義務を遵守し事業を遂行しなければならないが、交付決定後に何らかの事情変更等が生じ、補助事業の内容の変更等を行う必要がある場合にはそれぞれの事情に応じて、変更等の手続きを行う必要がある。

①事業計画の変更

交付決定された補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、国土交通大臣の承認を受けなければならない。ただし軽微な変更に該当する場合にはその必要がない。軽微な変更に該当する内容は実施要領第6に定められている。

②事業の中止又は廃止

補助事業として施行している事業を、補助事業を施行する港湾管理者が、勝手に中止したり、廃止することは許されない。おおよそ補助事業を実施する者に対して補助金を交付する国は、当該補助事業に所定の効果を期待しているものであり、それにもかかわらず、港湾管理者が自己の都合により勝手に事業を中止したり廃止することは、一種の国に対する背信行為であるといえる。従って、補助事業を中止又は廃止しようとするときは国土交通大臣の承認を必要とする。承認申請書の様式については、実施要領により定められている。事業の中止、廃止等に伴って補助金の交付決定の取消行為が行われるので、その原因等について十分に審議検討されることはいうまでもない。

なお、「中止」とは、当該年度の補助事業費を0円に減額するものの、次年度以降に事業が再開される可能性がある場合であり、「廃止」とは、当該年度の補助事業費を0円に減額した上、次年度以降に事業が再開される可能性がない場合である。

③事業が予定の期間内に完了しない場合

補助事業の完了予定期日は交付申請書に記載されているが、これを前提として交付決定される補助事業が当該完了予定期日までに完了しない場合には補助目的が達成されなくなる。このような場合にはすみやかに報告を行わなければならない旨を定めている。特に予定期日が次年度となっている場合は、あらかじめ予算の繰越手続を行う必要があるためである。

（2）事業の手戻り（条件4）

補助事業の施行中において、補助目的物又は附帯工事費に係る施設が、天災或いは事故等により破損等が生じた場合の状態を手戻りと称している。手戻りの原因としては暴風雨等の天然災害により被害を受けたような場合、工事施行中の事故等により発生するような場合が考えられるが、手戻りの原因について補助事業者に過失責任が認められないときには、その損害は補助の対象として認められる。

手戻りが生じたときは、手戻りの状況等を具体的に記入し、実施要領及び通達に定められたところにより、国土交通大臣に報告することとしている。

（3）補助事業の完了（条件6）

補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記した完了実績報告書を国土交通大臣に提出することになっている。完了実績報告は、国庫補助を受けて施行した補助事業についての精算報告を行うことによって、補助事業について締めくくりをつけることであるといえるので重要な手続きである。

実績報告書の提出時期、様式は交付規則及び実施要領によって定められているが、大臣はこの報告書の内容を審査し、補助事業としての期待に応えているかどうか等を判断し、所定の措置を講ずることとなる。この場合の判断は、報告書等の書面審査によることは勿論であるが、必要に応じて行う現地調査等によっても行われる。毎年実施されている「成果検査」はここにいう現地調査のことである。

（4）残存物件（条件7）

補助事業が完了したときに現存する工事用の材料、工事遂行の手段として用いた物品等を精算せずに翌年に繰越使用する場合には、交付決定権者の承認が必要となる。この申請書の提出時期は完了実績報告書を提出する時期と同一とされている。

（5）目的外使用（条件8）

補助事業で整備された施設について、補助金等の交付の目的に反して使用することなどを禁止している。

（6）収益納付（条件9,10）

現在、収益納付の条件は、特別の事情が無ければ、廃棄物埋立護岸の整備事業のほか、公害防止事業のうち事業の完了により埋立地を取得するもの及び海域環境創造・自然再生等事業による沈廃船処理について条件を付している。

この条件は、補助金等の交付によって補助事業等が完了し、相当の収益が生ずると認められる場合において、当該補助金等交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき義務を課するものである。この趣旨は国民の負担において賄われた補助金に因る利益を当該補助事業者のみに独占させることが公平の原則に反するので補助事業の完了により補助事業者に相当の収益が生じた場合には、補助金額を限度として国に納付せしめることとしているものである。

（7）環境整備負担金（条件11）

港湾法第43条の5の規定に基づく港湾環境整備負担金のうち国庫補助事業に係るものは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条第2項に規定する「相当の収益」に該当することから、補助金交付決定通知書に補助条件として補助金相当額を国庫へ納付する旨の条件を付している。

（8）廃棄物埋立護岸の取り扱い（条件12）

廃棄物処理施設整備事業による廃棄物埋立護岸（北海道、沖縄および離島にあっては港湾環境整備事業による廃棄物埋立護岸）については、埋立竣功した時点において、当該廃棄物埋立護岸に受け入れた廃棄物等の種類及び量に基づく補助金額の報告義務、および交付された補助金の総額が確定した補助金額より多い場合の差額の納付義務を定めている。

これは廃棄物埋立護岸において受け入れた廃棄物等の種類と量を報告することにより、埋立竣工時に実績に基づいた補助金額を算出し、交付決定時の額との差額を返納することの義務付けを目的としたものである。

7．補助金額の確定

補助金の交付決定にはじまった補助事業は、額の確定によって完了する。補助事業の完了は、事業の完了という事実行為に加えて、当該補助事業が交付決定の内容及び条件等に適合しているか否かの確認を受けなければならない。

補助事業者から補助事業の完了実績報告書の提出がなされれば、その内容について審査をし、現地調査（成果検査）が行われる。これらの調査の結果、補助事業の成果が、交付決定の内容及び条件に適合すると認められれば交付すべき補助金の額を確定することとなる。

港湾関係補助金は、交付決定の補助金の額を最高限度額として交付されるべき性質を有している補助金であり、事業費の実績の如何にかかわらず交付決定額以上には増額交付されることはない。いわゆる打切補助に該当し、額の確定も打切補助の形態で行われることになる。すなわち港湾における補助金の額の確定は、事業費の実績が当初の交付決定額を上回り、または同等であった場合は、当初の交付決定額を確認することとなるが、事業費の実績が当初の交付決定を下回る場合にあっては、確定行為によって、当該補助金の額の減額措置を講ずることとなる。成果検査の結果、補助の対象工事と認められずに、補助事業の対象から除外されるものがあった場合など、この減額措置が講ぜられ、既交付済の補助金の国への返還が生ずることとなる。

補助金の額の確定を行った場合には、交付決定のときと同様に、各港湾管理者に対して額の確定通知が行われる。

各省各庁の長は額の確定に際し、補助事業の成果が交付決定の内容及び条件等に適合しない場合には、当該補助事業者に対して是正するための措置をとるよう命ずることができる旨を適正化法第16条

は定めている。この場合、補助事業者からの是正措置の完了の報告調書がなければ額の確定は行えない。

8．事務の委任について

適正化法第26条第1項の規定に基づき、補助金等の交付にかかる事務手続についてはその権限の一部が地方整備局長等に委任されている。このため例えば、補助金の交付申請書の受理、その審査などは原則として全て地方整備局等で行われるが、交付決定については重要港湾以上については本省で交付決定がなされ、地方港湾については地方整備局等で交付決定がなされる。

なお、平成16年度までは事業完了後の成果検査については交付決定の区分に応じ、本省と地方整備局等がそれぞれ行っていたが、平成17年度からは本省交付決定分（災害復旧事業等を除く）の事業にかかる成果検査についても各地方整備局等に委任されたので、地方整備局等が成果検査を実施することになった（額の確定も同じ）。

Ⅳ　社会資本整備総合交付金について

１．社会資本整備総合交付金の概要

〇概要

・社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体等向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体等にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設された。

・防災・安全交付金は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するため平成24年度に創設された。

〇基本的な仕組み

・地方公共団体等は、地域が抱える政策課題を自ら抽出して社会資本総合整備計画を作成し、国に提出。

・国は、毎年度、当該計画に基づき交付額を算定して、交付金を交付。

・計画期間の終了後は、各地方公共団体等自ら事後評価を行って公表。

〇特長（従前の補助金との違い）

・これまで事業別に行ってきた関係事務を一本化・統一化

・計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体等が国費を自由に充当可能

・基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高めるソフト事業についても、創意工夫を生かして実施可能

〇交付対象

・地方公共団体等（港務局を含む。）

〇交付期間

・おおむね３～５年

〇交付対象事業

（１）基幹事業

地方公共団体等が作成する社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹的な事業として以下の事業を実施。23年度より、4分野（活力創出基盤整備、水の安全・安心基盤整備、市街地整備、地域住宅支援）に分けられていた政策別区分が１つに統合された。

基幹事業・・・・道路、港湾、河川、砂防、下水道、海岸、広域連携、都市公園、市街地、住宅、住環境整備　等

（2）関連社会資本整備事業

基幹事業に関連する社会資本整備事業、公的賃貸住宅の整備

（3）効果促進事業

基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事務・事業

ただし、交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等を除く。

全体事業費の20／100目途

〇単年度交付限度額

単年度交付限度額

＝ 基幹事業分＋ 関連社会資本整備事業分＋ 効果促進事業分＋社会資本整備円滑化地積整備事業

（事業費×国費率※）　（事業費×国費率※）（事業費×国費率※）　（事業費×国費率※）

※現行の事業で適用される国費率を基本

2．港湾局関係の基幹事業

〇港湾事業

港湾改修事業(港湾施設用地のみの建設又は改良を行う事業及び水深7.5m 以上の係留施設と一体で整備される港湾施設の建設又は改良を行う事業を除く。）、港湾施設長寿命化計画策定事業、緑地等施設整備事業、海域環境創造･自然再生等事業

〇海岸事業

高潮対策事業、侵食対策事業、海岸耐震対策緊急事業、海岸堤防等老朽化対策緊急事業、津波･高潮危機管理対策緊急事業、海岸環境整備事業、海域浄化対策事業

〇個別補助金として交付金化しなかった事業

・大規模事業であって、国が個別に助成の有無を判断すべきもの

港湾改修事業(水深7.5m以上の係留施設と一体で整備される港湾施設の建設又は改良を行う事業)、廃棄物埋立護岸整備事業、海洋性廃棄物処理施設整備事業、港湾公害防止対策事業

・事前に計画しておくことが困難な災害対応のための経費

・個別補助金に係る補助率差額

３．社会資本整備総合交付金の交付申請手続き

〇社会資本総合整備計画の提出

整備計画はおおむね３～５年で実現しようとする目標、事業内容を記載、事前評価の結果が分かる資料

〇内定通知

国土交通省から整備計画ごとに当該年度に交付可能な国費を内定通知

〇実施に関する計画の提出

当該年度に当該主体が実施しようとする要素事業の計画

〇交付申請

地方公共団体等が交付申請

＊社会資本総合交付金は、適正化法等の法令のほか、「社会資本整備総合交付金交付要綱」、「同申請等要領」等の定めにより交付申請等を行うこととなる。なお、これらの定めによるもののほかは、従前どおり「港湾関係補助金等交付規則実施要領」、「同要領の運用について」に準じて取り扱うこととしている。

４．社会資本総合整備計画の評価

地方公共団体等は交付期間の終了時には、社会資本総合整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、インターネットで公表するとともに国土交通大臣に報告しなければならいない。

５．社会資本整備総合交付金の経理

経理を明らかにする帳簿を作成し交付期間の終了後５年間保存しなければならいない。

Ⅴ　その他の補助金等

１．港湾機能高度化施設整備事業

（１）制度の概要

港湾機能の高度化を図るために必要となる施設を、地方公共団体又は民間事業者が整備する事業に要する経費の一部を国が補助することにより、港湾の国際競争力の強化、循環型社会の構築、観光立国の実現を図ることを目的とする。

（２）事業の内容

港湾機能の高度化を図ることを目的として行う施設の整備に係る事業で、関係港湾管理者が地方公共団体又は民間事業者が当該施設の整備の促進を図る必要があるもののうち、国土交通大臣が認めるものについて補助を行う。

（３）事業主体

地方公共団体

地方公共団体の出資又は拠出に係る法人

港湾法43条の11第1項又は第6項により指定を受けた者

港湾法第54条の3第2項により港湾管理者の認定を受けた者

その他の民間事業者(下記⑧に限る)

（４）　補助対象施設

① コンテナ物流円滑化共同利用施設

② コンテナ荷役システム高度化支援施設

③ 貨物積替円滑化支援施設

④ LNGバンカリング拠点形成支援施設

⑤ 循環資源取扱支援施設

⑥ 保安・安全向上施設

⑦ 観光交流支援基盤施設

⑧ 放射線量測定施設（平成23年度補正予算第3号により補助する事業に限る）

⑨ 物流拠点再編・高度化支援施設

⑩ 侵入初期特定外来生物定着防止施設

２．地方創生港整備推進交付金

（１）制度の概要

地域再生法に基づき「地域再生計画」を作成した地方公共団体に対して、まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）が交付されることとなる。このうち港湾に関係があるものは「地

方創生港整備推進交付金」であり、港湾施設（地方港湾）と漁港施設（第１、２種漁港）を効率的に整備しようとする場合に交付される。

（２）事業主体

地方公共団体

（３）交付対象

地方港湾の港湾施設の整備に係る経費

３．国際クルーズ旅客受入機能高度化事業

（１）制度の概要

地方公共団体又は民間事業者がクルーズ旅客の利便性や安全性の向上及び物流機能の効率化を図るための事業に要する経費の一部を国が補助することにより、クルーズ旅客の受入機能の高度化及び物流の効率化を促進することを目的とする。

（２）事業主体

地方公共団体、民間事業者

（３）補助対象

①クルーズ旅客の移動又は手荷物等の搬出入の円滑化に要する経費

②クルーズ旅客が利用する旅客上屋等の受入環境改善に要する経費

③クルーズ旅客の安全性の向上に要する経費

Ⅵ　財産処分手続きについて

港湾管理者等が補助金等の交付を受け、補助金等が交付の目的どおり使用された後においても、補助金等の交付の目的を完全に達成するため、港湾法第46条及び適正化法第22条で財産の処分制限の条項が設けられている。

1．港湾法第46条では「港湾管理者は、その工事の費用を国が負担し又は補助した港湾施設を譲渡し、担保に供し、又は貸し付けようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。」と規定している。

ただし、港湾管理者が補助金相当額を国へ返還した場合及び貸付けを受けた者が、その港湾施設を一般公衆の用に供し、且つ貸付け期間が３年以内という短期間の場合は認可を要しないこととしている。

2．適正化法第22条では「補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産」すなわち、補助金等により新設し、あるいは改良を行なった財産については「各省各庁の長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない」と規定しており、その範囲については施行令第13条において

①　不動産

②　船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック

③　前２号に掲げるものの従物

④　機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めたもの

⑤　その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるものとされている。

港湾関係補助事業の取扱いについては、実施要領において、以下のとおり定めている。

また、平成21年４月より財産処分にかかる事務手続きを一部改正し、簡素化している。（下記参照）。

3．上記の港湾法第46条第1項但し書きの港湾管理者が補助金相当額を国へ返還した場合と、譲渡又は貸付の場合における収益の国庫納付を混同している場合があるので注意が必要である。補助金相当額の国への返還は、港湾管理者の自由な意志により行われるものであることから、返還額が適切であり、補助金を受けた施設の一部について返還する場合に残された施設が補助目的を失わないものであれば、補助目的の遂行に鑑みて支障があったとしても、国は拒むことができないものである。この場合の返還額は返還を行う時点での補助金相当額であり、その後に当該施設が譲渡されても、その譲渡額によって決定されるものではない。一方、譲渡又は貸付の場合における収益の国庫納付は、譲渡又は貸付を行った時点の補助金相当額ではなく、実際の譲渡額又は貸付額に基づき決定さ

れるものとなる。よって、補助金を受けた施設を譲渡しようとする場合、補助金相当額を返還した後に譲渡する方法と、譲渡の財産処分の認可を受け、譲渡額に基づく収益の国庫納付を行う方法があるが、国への返還額と納付額が一致するとは限らない。

※以下、港湾関係補助金等交付規則実施要領より抜粋

第８　処分制限財産の取扱い

補助金等の交付の目的は、一般公衆の利用に供するため特定の港湾施設を建設又は改良すること、及び国土を保全するため海岸保全施設等（海岸保全施設、海岸環境整備施設、公有地造成護岸等をいう。以下同じ。）を建設又は改良することであり、当該港湾施設及び海岸保全施設等としての機能を発揮することを期待して補助金等の交付をするものである。この目的を完全に達成するため、補助金等の変形した財産を処分する場合には、適正化法及び港湾法により規制を受けることとなっているが、その取扱いについては、次の各号に定めるところによるものとする。

１．処分制限財産の範囲

適正化法第22条及び港湾法第46条の規定により、国土交通大臣の承認又は認可を要する財産として取扱うものは、適正化法施行令第13条に規定する財産で、港湾法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設及び海岸保全施設等（以下「補助目的物」という。）とする。

２．適用する法律の区分

港湾施設については、補助目的物を補助金交付の目的に反して使用し又は交換しようとする場合は、適正化法第22条に基づく国土交通大臣等の承認を要するものとし、補助目的物を譲渡し、担保に供し又は貸し付けようとする場合は、港湾法第46条の規定に基づく国土交通大臣等の認可を要するものとする。

海岸保全施設等については、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、適正化法第22条に基づく国土交通大臣等の承認を要するものとする。

３．承認を要する事例

補助目的物の処分に関し国土交通大臣等の承認を要する事例は次のとおりとする。ただし、港湾施設については５に掲げる事例の場合は除くものとする。

１）港湾施設

（１）補助金等交付の目的に反して使用する場合

（ア）補助目的物に港湾管理者の所有に係る他の構築物又は設備を設置することにより、一般公衆の利用を妨げ又は当該補助目的物の機能を減少させる場合

（イ）港湾管理者が補助目的物を一般公衆の利用を妨げる形態において自ら専用する場合

（ウ）港湾管理者が補助目的物を他の目的に使用するため用途変更する場合（他の公物管理者の管理する施設に変更する場合を含む）

（エ）港湾管理者が補助目的物を自ら撤去する場合又は埋立てにより機能を消滅させる場合

（2）交換する場合

（ア）補助目的物を他の者の所有物と交換する場合（補助目的物を提供する代替として同じ機能を有する施設を建設させる場合を含む。）

（イ）補助目的物の一部又は全部を消滅させる代替として、港湾管理者が当該補助目的物と同じ機能を有する施設を単独で整備する場合

2）海岸保全施設等

（1）補助金等交付の目的に反して使用する場合

（ア）補助目的物に海岸管理者等（海岸管理者及び海岸環境整備事業の事業主体である地方公共団体をいう。以下同じ。）の所有に係る他の構築物又は設備を設置することにより、公共性を妨げ又は当該施設の機能を減少させる場合

（イ）海岸管理者等が補助目的物を公共性を妨げる形態において専用する場合

（ウ）海岸管理者等が補助目的物の用途の変更、或いは補助目的物に用途の付加をする場合（他の公物管理者の管理する施設に変更する場合を含む。）

（エ）海岸管理者等が補助目的物を自ら撤去する場合又は埋立により機能を消滅させる場合

（2）譲渡する場合

（ア）補助目的物を他の者に譲渡する場合

（イ）補助目的物の敷地を他の用途に利用するため、他の者がこれを撤去する場合、又は他の者が埋立により機能を消滅する場合

（3）交換する場合

（ア）補助目的物を他の者の所有物と交換する場合（施設を提供する代替として、同じ機能を有する施設を建設させる場合を含む。）

（4）貸し付けをする場合

（ア）補助目的物を他の者に貸し付ける場合

（イ）補助目的物に他の者が構築物又は設備を設置することにより、当該補助目的物の一部又は全部を他の者に占用させる場合

（5）担保に供する場合

（ア）補助目的物に抵当権等を設定して債務担保の用に供する場合

4．認可を要する事例

補助目的物の処分に関し国土交通大臣等の認可を要する事例は次のとおりとする。ただし、5に掲げる事例の場合は除くものとする。

（1）譲渡する場合

（ア）補助目的物を他の者に譲渡する場合

（イ）補助目的物の敷地を他の用途に利用するため他の者がこれを撤去する場合又は他の者が埋立てにより機能を消滅させる場合

（2）貸付けする場合

（ア）補助目的物を他の者に貸付ける場合

（イ）補助目的物の用途又は目的を妨げない限度において他の者に使用させる場合

（ウ）補助目的物に他の者が構築物又は設備を設置することにより、当該補助目的物の一部又は全部を他の者に占用させる場合

（3）担保に供する場合

（ア）補助目的物に抵当権等を設定して債務担保の用に供する場合

5．承認（認可）を要しない例

補助目的物の処分に関して国土交通大臣等の認可を要しないものの事例は次のとおりとする。

（ア）補助目的物に街灯柱、電柱、地下ケーブル、ガス管、水道管、下水管、送油管（取入口を含む）、消火栓、標識板、立看板、信号機、バス停留所、郵便ポスト、電話ボックス、自動販売機、防壁類、その他これらに類する構築物又は設備を他の者が設置する場合であって、当該補助目的物の用途又は目的を妨げないもの

（イ）岸壁等の取付及びこれに類するものを用途変更する場合

◇財産処分の具体例について

①

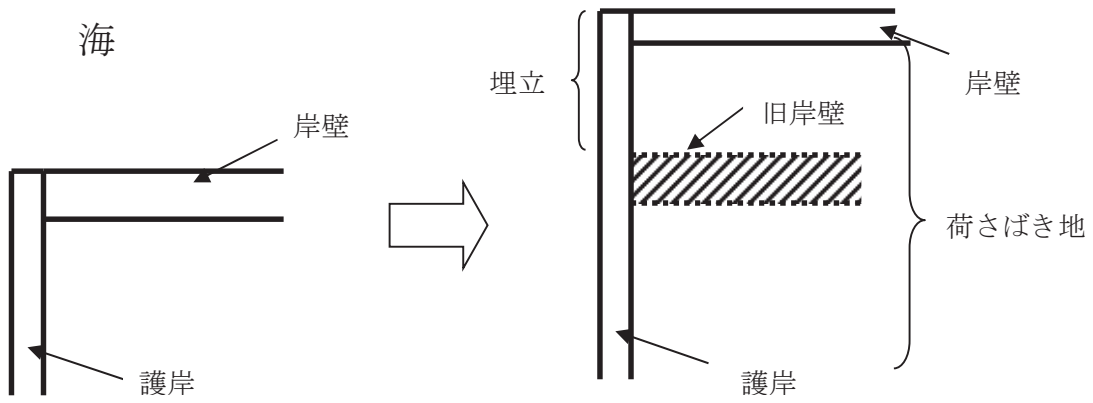

（整備内容）

岸壁の前面を埋め立てることによって岸壁を前だし。既存の岸壁は荷さばき地として整備。

（処分内容）

既存の岸壁は今後、岸壁としては使用できなくなるため、岸壁から荷さばき地への用途変更の承認手続きが必要。護岸については荷さばき地にかからなければ承認手続きは不要。

①’

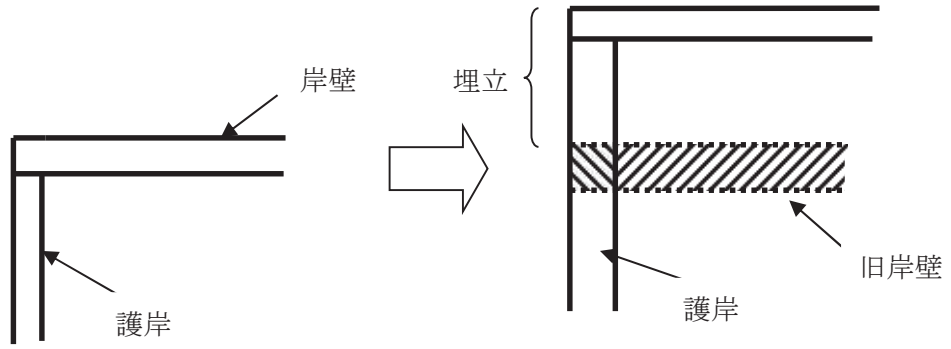

（処分内容）

上図①’の場合、左下がり斜線部は①と同じであるが、右下がり斜線の部分は岸壁から護岸への用途変更の承認手続きが必要。

②

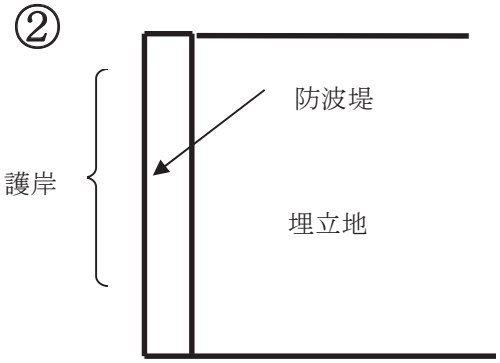

（整備内容）

防波堤の背後を埋め立て、土地を造成する。

（処分内容）

埋め立てられることにより防波堤から護岸となるため、防波堤から護岸への用途変更の承認手続きが必要。

③

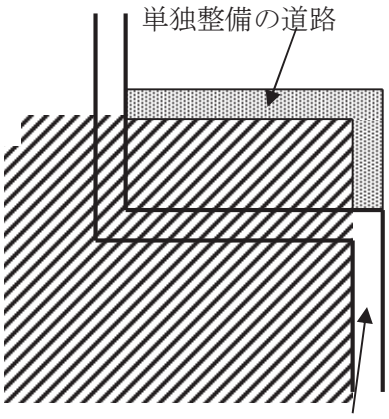

補助事業で整備した臨港道路

（整備内容）

既存の臨港道路に重なる形で施設を整備。

（処分内容）

従来の機能を代替する施設を単独で整備し、これと交換して公共の利用に供する場合には交換の承認手続きが必要。

なお、交換の手続きを取らず、用地として民間事業者に売却する場合には譲渡の認可手続きが必要、また、譲渡額あるいは臨港道路の残存価格の補助金相当額の返還が必要。

④

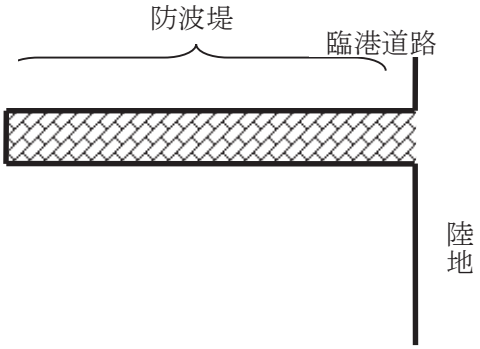

（整備内容）

臨港道路と交差する道路（県道）を拡幅。

（処分内容）

拡幅工事にかかり県道になる部分は、臨港道路から道路管理者の管理する県道への用途変更の承認手続きが必要。

⑤

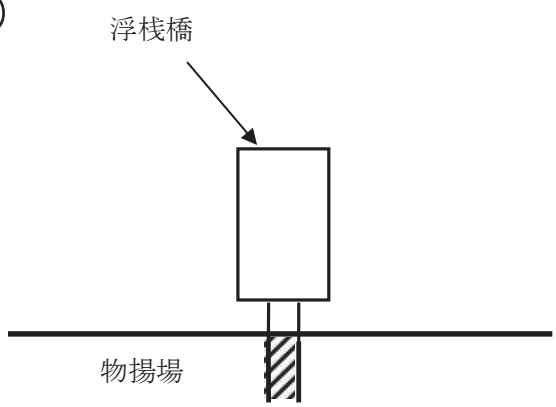

（整備内容）

既存の物揚場の前面に浮桟橋を整備。

（処分内容）

浮桟橋を設置する部分は係留に使用できなくなるので物揚場から護岸への用途変更の承認手続きが必要。

⑥

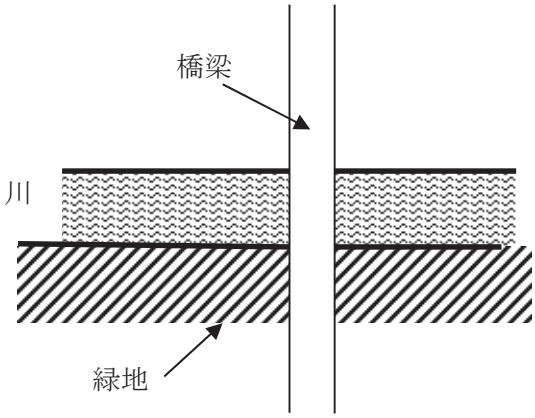

（整備内容）

緑地上に橋梁を整備。

（処分内容）

緑地から橋（臨港道路）への用途変更の承認手続きが必要。

◇財産処分の具体的事例１

適正化法第22条に基づく財産処分について（供用開始後10年未満）

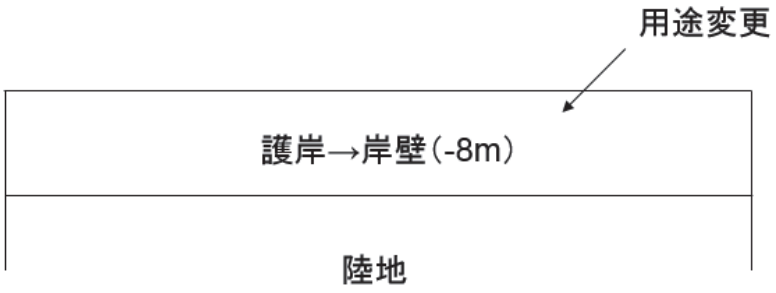

〇〇第〇〇〇〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通大臣　〇〇〇〇　殿

〇〇県知事　〇〇〇〇

財産処分承認申請書

平成〇〇年度〇〇港廃棄物処理事業に係る財産を下記のとおり処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定により、承認されるよう申請します。

記

１．処分しようとする財産

イ　種類　港湾施設（外郭施設）

ロ　名称　護岸

ハ　位置　〇〇市〇〇町地先

ニ　構造及び性能　二重鋼矢板締切護岸

ホ　数量　延長300mのうち50m

【数量は、「300mのうち50m」等と当該施設全体との関係を明示すること】

【補助事業等の手段として取得した物件及び残材料等については、財産処分の対象ではない。】

２．処分の内容

目的外使用（用途変更）

【処分の区分は「目的外使用」「交換」等を記入すること】

3．処分の相手方の氏名又は名称及び住所

〇〇港港湾管理者　〇〇県知事〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇

4．処分の相手方の利用計画

平成〇〇年度〇〇港廃棄物処理事業により整備した護岸を岸壁に用途変更する。

5．処分しようとする理由

〇〇港〇〇地区は昭和〇〇年代に公害発生等による生活環境の悪化等の様々な都市問題が重要課題となったことから、〇〇県は〇〇年度〇〇港湾廃棄物処理事業で当該護岸を整備し造成された土地を都市問題の解決に資することとした。

その後、港湾周辺の環境は変化し〇〇港では近年観光船の奇港が大幅に増加していることより平成〇〇年に港湾計画が改訂され、〇〇事業により岸壁が整備されることとなった。同事業の施工にあたり、〇〇港廃棄物埋立護岸を岸壁に用途変更する。

【処分しようとする理由は、当該施設等の目的効用等と処分との関係を特に明らかにすること】

6．処分しようとする財産の取得又は効用の増加に要した費用に関する明細

（1）平成〇〇年度～〇〇年度〇〇港廃棄物処理事業に要した費用

（単位：千円）

年　　度	事　業　費	国　　費	県　　費	市 町 村 費
〇〇				
〇〇				
〇〇				
合　　計				

（2）処分しようとする財産に要した費用

（単位：千円）

年　　度	事　業　費	国　　費	県　　費	市 町 村 費
〇				
〇				
〇				
合　　計				

（費用については、延長按分により算出）

７．添付図書

（１）位置図・平面図

（２）財産処分平面図

（３）財産処分標準断面図

（４）財産処分流用先平面図

（５）財産処分流用標準断面図

（６）写真

◇財産処分の具体的事例２

適正化法第22条に基づく財産処分について（供用開始後10年以上経過）

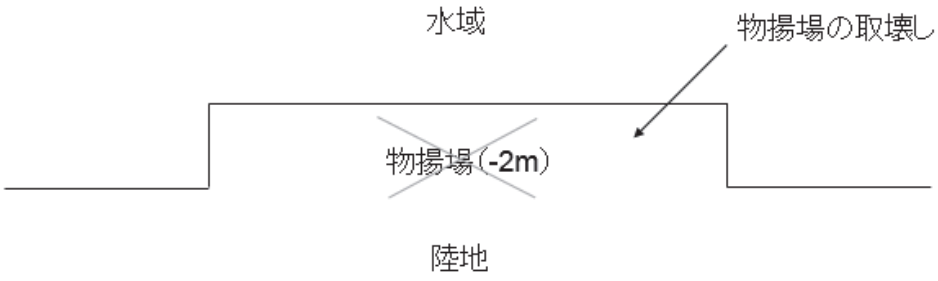

〇〇第〇〇〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通大臣　〇〇〇〇　殿

〇〇県知事　〇〇〇〇

港湾局所管国庫補助事業等に係る財産処分報告書

昭和〇〇年度〇〇港改修（地方）事業に係る財産を処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条及び「港湾局所管国庫補助事業等に係る財産処分承認・認可基準について」（平成21年3月31日付け国港総第59号及び国港海第21号港湾局長通知）記２の規定により、関係書類を添え下記のとおり、報告します。

記

１．処分しようとする財産

イ　種類　港湾施設（係留施設）

ロ　名称　物揚場（-2m）

ハ　位置　〇〇市〇〇町地先

ニ　構造及び性能　桟橋・鋼管杭式

ホ　数量　延長84m

ヘ　取得年月日　昭和〇〇年〇月〇日

2．処分の内容

目的外使用（取壊し）

【処分の区分は「目的外使用」「交換」等を記入すること】

3．処分の相手方の氏名又は名称及び住所

〇〇港港湾管理者　〇〇県知事〇〇

〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇

4．処分の相手方の利用計画

昭和〇〇年度〇〇港改修（地方）事業により整備した物揚場を取壊しする。

5．処分しようとする理由

今回処分を行う物揚場は〇〇港〇〇地区に位置し、水産物を取り扱い、また漁船の出漁の準備を行うことを目的に昭和〇〇年に整備された。その後引き続き港湾施設として港湾管理者が管理してきたが、供用開始後４０年以上経過し老朽化による破損等が著しい状態である。

今般、〇〇港の利用計画の変更に伴い当該物揚場について取壊しを行う。

なお、当該物揚場を取壊した後は代替施設として〇〇地区物揚場の利用が可能であるため港湾機能上の問題はない。

昭和〇〇年〇月〇日供用開始以降10年以上経過しているため包括承認基準に該当している。

当該処分により収益は発生しない。

【包括承認となる根拠を明示すること】

6．財産処分後の管理

港湾管理者が水域として管理する。

7．財産処分の工程

	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
調査・設計				
工事				
財産処分				

8．処分しようとする財産の取得又は効用の増加に要した費用に関する明細

（1）昭和〇〇年度～〇〇年度〇〇港港湾改修事業に要した費用

（単位：千円）

年　　度	事　業　費	国　　費	県　　費	市 町 村 費
〇〇				
〇〇				

○○				
合　　計				

（2）処分しようとする財産に要した費用

（単位：千円）

年　　度	事　業　費	国　　費	県　　費	市 町 村 費
○○				
○○				
○○				
合　　計				

9．添付図書

（1）位置図・平面図

（2）財産処分平面図

（3）財産処分標準断面図

（4）写真

※以下、港湾局所管国庫補助事業等に係る財産処分・認可基準

国港総第５９号
国港海第２１号
平成２１年３月３１日
（改正：平成２４年３月３０日国港総第２９号、国港海第２４号）

各港湾・海岸管理者の長
各埠頭株式会社社長
各財団法人埠頭公社理事長
各財団法人フェリー埠頭公社理事長
財団法人民間都市開発推進機構理事長　殿

国土交通省港湾局長

港湾局所管国庫補助事業等に係る財産処分承認・認可基準について

港湾局所管国庫補助事業等における財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄すること等をいう。以下同じ。）の承認又は認可については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、港湾法（昭和25年法律第218号）、港湾関係補助金等交付規則（昭和36年運輸省令第36号）及び港湾関係補助金等交付規則実施要領（昭和43年港管第814号）のほか、下記により取り扱うこととしたので通知いたします。

（※）なお、貴管内（政令指定都市は除く）の港湾所在市町村及び市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者等には、貴職よりこの旨周知方お願いいたします。

（※　港湾管理者等（都道府県知事）あて通知のみに記載）

記

1　補助対象財産の処分手続の原則（個別承認（認可））

（1）補助事業者等が補助金等適正化法第２２条又は港湾法第４６条第１項の規定に基づき財産処分を行う場合には、補助金等適正化法第２２条の承認については別記様式第１により、港湾法第４６条第１項の認可については別紙様式第２により、国土交通大臣あて財産処分承認（認可）申請書を提出し、その承認又は認可を受けるものとする。

（2）前号の財産処分承認（認可）申請書のうち、補助金等適正化法第２６条第１項の規定により、国土交通大臣の権限が委任されている場合は、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）あて、財産処分承認（認可）申請書を提出し、その承認又は認可を受けるものとする。

（3）国土交通大臣及び地方整備局長等（以下「国土交通大臣等」という。）は、記１（１）の承認（認可）にあたり、必要に応じて、別表に掲げる財産処分の区分に応じて、国庫納付等を条件として付すものとする。ただし、国土交通大臣等が別表に掲げる財産処分の区分又は承認（認可）条件により難い事情があると認める場合は、他の条件を付すか若しくは付さないことができる。

（4）補助事業者等は、記１（１）の承認（認可）を受けた後、当該承認（認可）に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合又は当該財産処分の承認（認可）に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

2　補助対象財産の処分手続の特例（包括承認）

（1）補助金等適正化法第２２条の規定に基づく財産処分については、補助事業者等のうち地方公共団体が、港湾等の管理に支障がなく、かつ、次に掲げる財産処分を行う場合（有償譲渡、有償貸し付け、当該財産処分により収益が見込まれる場合を除く。次号において同じ。）には、当該地方公共団体において、当該補助対象財産の処分が、補助目的の遂行を鑑みても適正であると判断するものに限り、記１（１）にかかわらず、別紙様式第３により国土交通大臣等あて財産処分報告書を提出するものとし、当該報告書の提出をもってその承認があったものとみなす。ただし、当該報告書において、関係法令の規定に反する場合又は記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合には、この限りではない。

①　補助事業者等が港湾局所管国庫補助事業等にて取得した財産を処分する場合において、当該補助事業等の完了後（補助対象施設の供用開始後をいう。以下同じ。）１０年を経過した補助対象財産を処分する場合。

②　補助事業等の完了後１０年を経過していない補助対象財産を処分する場合において、次の要件のいずれかを満たしている場合。

イ　災害又は火災により損壊した場合など、補助事業者等の責に帰することのできない事由により使用できなくなった補助対象財産（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による災害復旧事業の対象となるものを除く。）の取壊し又は廃棄を行うもの。

ロ　市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく合併市町村基本計画に基づいて行うもの。

（２）補助事業者等のうち地方公共団体以外の者が、前号①の財産処分を行う場合であって、本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内において他の目的に使用する場合、又は前号②イの財産処分を行う場合には、記１（１）に関わらず、別紙様式第３により国土交通大臣等あて財産処分報告書を提出するものとし、当該報告書の提出をもってその承認があったものとみなす。ただし、当該報告書において、関係法令の規定に反する場合又は記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合には、この限りではない。

（３）補助事業者等が記２（１）又は（２）により国土交通大臣等に報告した財産処分であって、次の①又は②に掲げるものについては、それぞれ当該①又は②に掲げる承認条件を付して承認したものとして取り扱う。

①　交換

交換により取得される財産は、補助金等適正化法第２２条の規定に準じた扱いを受けること。

②　無償貸し付け

使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること

（４）補助事業者等は、記２（１）又は（２）による報告後、当該報告に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

３　間接補助事業者の財産処分の取扱い

（１）補助事業者等が間接補助事業者の財産処分に当たり、補助事業者等は、記２（１）①又は②の緩和要件に合致している場合（返納金の納付を条件として付した場合も含む。）には、別紙様式第４により国土交通大臣等あて財産処分報告書（間接補助）を提出するものとする。

（２）補助事業者等が間接補助事業者から記３（１）の返納金を収納した場合には、当該返納金に係る国庫補助金等相当額を国庫に納付するものとする。

４　港湾法第４６条第１項の規定に基づく財産処分

港湾管理者が、その工事の費用を国が負担し又は補助した港湾施設を処分（譲渡し、担保に供し、貸し付けようとするとき）する場合については、記１による財産処分認可申請書の提出により、国土交通大臣等の認可を受けることとしているところであるが、記２（１）①及び②の各要件のいずれかを満た

している場合には、国土交通大臣等は速やかに認可するものとする。

なお、港湾法第４６条第１項但書の規定により、港湾管理者が、補助対象財産（港湾施設）について、国が負担し、若しくは補助した金額に相当する金額を国に返還した場合、又は貸付を受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、且つ、その貸付が三年の期間内である場合は、当該補助事業等の完了後１０年を経過したか否かに関わらず、財産処分認可申請書の提出は不要である。

５　その他の手続き等について

（１）国土交通大臣等は、記１から記４により補助事業者等から受けた申請又は報告について、記載内容の確認上、必要な範囲で、追加資料の提出を求めることができる。

（２）補助事業者等が、記１（１）若しくは記２（１）又は（２）により財産処分の承認（認可）を受けた補助対象財産と同種の財産の取得を、同一の事業箇所において港湾局所管国庫補助事業等により計画した場合には、国土交通大臣等は、当該同種財産に対する地域の需要動向に照らして、補助事業等の採択について慎重に検討するものとする。

（３）国土交通大臣等は、必要に応じ、記１(1)若しくは記２（１）、（２）又は記３により財産処分を承認（認可）し、若しくは報告を受けた補助対象財産の利用状況について、補助事業者等から報告を求めることができる。

（４）地域再生法（平成17年法律第24号）第23条の規定により国土交通大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。

（５）国土交通大臣等は、記２により財産処分報告書の提出をもって国土交通大臣等の承認があったものとみなすことができる財産処分の範囲その他の事項は、各補助事業等の特性に応じ、別途個別に定めることができる。

（６）港湾局所管国庫補助事業等係る財産処分の取り扱いについて、不明な点があれば、国土交通省港湾局総務課、海岸・防災課、各地方整備局港湾空港部港湾管理課、北海道開発局港湾空港部港湾行政課、沖縄総合事務局開発建設部管理課まで確認されたい。

６．本規定は、平成２１年４月１日から適用する。

なお、本通知日現在において、既に補助事業者等から国土交通大臣等に財産処分承認（認可）申請が行われ、かつ、国土交通大臣等が承認（認可）を行っていないものについては、本通知に基づき処理することができるものとする。

附　　則

本改正は、平成２４年　４月　１日から適用する。

（別表）

<table>
<tr><td colspan="2">財産処分の区分</td><td>承認条件
（港湾法第46条の認可については、港湾管理者が、港湾施設を譲渡し、担保に供し、貸し付けようとする場合を対象とする）</td><td>国庫納付額
（国庫補助金等相当額を限度とする）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">目的外使用（補助対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用すること）

用途変更（他の公物管理者の管理する施設に変更する場合を含む）</td><td>収益がある場合</td><td>・国庫納付
・目的外使用、用途変更により生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該補助事業箇所における補助対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること（目的外使用の期間が数年にわたる場合には毎年報告すること）
・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること</td><td>目的外使用、用途変更により生じる収益（当該補助事業箇所における補助対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち国庫補助金等相当額</td></tr>
<tr><td>収益がない場合</td><td>使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">譲渡（補助対象財産の所有者を変更すること）</td><td>有償</td><td>国庫納付</td><td>譲渡額のうち国庫補助金等相当額</td></tr>
<tr><td>無償</td><td>国庫納付（ただし、包括承認の場合、国又は地方公共団体への無償譲渡の場合、若しくは補助条件を承継する場合その他国土交通大臣等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）</td><td>・施設等にあっては、財産処分時における複製価格に残存価額率と補助率を乗じた金額
・用地・建物にあっては、財産処分時における鑑定価格、又は取引価格に補助率を乗じた金額</td></tr>
</table>

交換 （補助対象財産と他人の所有する他の財産とを交換すること。） ・補助目的物を提供する代替として同じ機能を有する施設を建設させる場合 ・補助目的物の一部又は全部を消滅させる代替として、港湾管理者が当該補助目的物と同じ機能を有する施設を単独で整備する場合）		・国庫納付（交換差益が生じる場合に限る。） ・交換により取得される財産は補助金等適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること	交換差益額のうち国庫補助金等相当額
貸付け （補助対象財産の所有者の変更を伴わずに、用途又は目的を妨げない限度において、他の者に使用させること）	有償	・国庫納付 ・貸付けにより生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該補助事業箇所における補助対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること（貸付けの期間が数年にわたる場合には毎年報告すること） ・使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	貸付けにより生じる収益（当該補助事業箇所における補助対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち国庫補助金等相当額
	無償	使用予定者との間で補助対象財産に係る管理協定等を締結すること	―
担保に供する処分 （補助対象財産に抵当権等を設定すること）		抵当権が実行に移される際に国庫納付を行うこと	・施設等にあっては、財産処分時における複製価格に残存価額率と補助率を乗じた金額

		・用地・建物にあっては、財産処分時における鑑定価格、又は取引価格に補助率を乗じた金額
取壊し （補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと） 廃棄 （補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること）	国庫納付（ただし、包括承認の場合、新たに補助金等の交付を受けずに代替施設を整備する場合その他国土交通大臣等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	・施設等にあっては、財産処分時における複製価格に残存価額率と補助率を乗じた金額 ・用地・建物にあっては、財産処分時における鑑定価格、又は取引価格に補助率を乗じた金額

※補助目的物の処分に関し、国土交通大臣等の承認（認可）を要する事例については、「港湾関係補助金交付規則実施要領」を参照のこと。

※国庫納付額の算定につき、船舶等機械器具については、財産処分時における取引価格に補助率を乗じた金額とする。

※目的外使用及び貸付けにおける収益発生後、当該事業が中止となった場合には、得られたすべての収益の国庫補助金等相当額を国庫納付すること。

別紙様式第１

番　　号
年　月　日

国土交通大臣　氏名　　殿
（〇〇地方整備局長等　氏名　　殿）

申　請　者
地方公共団体名又は事業者名
長の職名及び氏名　　印

財　産　処　分　承　認　申　請　書

〇〇年度〇〇港〇〇事業に係る財産を下記のとおり処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定により、承認されるよう申請します。

記

1　処分しようとする財産
　イ　種　　類
　ロ　名　　称
　ハ　位　　置
　ニ　構造及び性能
　ホ　数　　量
2　処分の内容
3　処分の相手方の氏名又は名称及び住所
4　処分の相手方の利用計画
5　処分しようとする理由
6　処分しようとする財産の取得又は効用の増加に要した費用に関する明細
7　添付書類（位置図、平面図及びその他参考となる資料）

別紙様式第２

番　　号
年　月　日

国土交通大臣　氏名　　殿
（〇〇地方整備局長等　氏名　　殿）

申　請　者
地方公共団体名又は事業者名
長の職名及び氏名　　印

財　産　処　分　認　可　申　請　書

〇〇年度〇〇港〇〇事業に係る財産を下記のとおり処分したいので、港湾法（昭和25年法律第218号）第46条第1項の規定により、認可されるよう申請します。

記

１　処分しようとする財産
　イ　種　　類
　ロ　名　　称
　ハ　位　　置
　ニ　構造及び性能
　ホ　数　　量
２　処分の内容
３　処分の相手方の氏名又は名称及び住所
４　処分の相手方の利用計画
５　処分しようとする理由
６　処分しようとする財産の取得又は効用の増加に要した費用に関する明細
７　添付書類（位置図、平面図及びその他参考となる資料）

別紙様式第３

番　　号
年　月　日

国土交通大臣　氏名　　殿
（〇〇地方整備局長等　氏名　　殿）

報　告　者
地方公共団体名又は事業者名
長の職名及び氏名　　印

港湾局所管国庫補助事業等に係る財産処分報告書

〇〇年度〇〇港〇〇事業に係る財産を処分したいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条及び「港湾局所管国庫補助事業等に係る財産処分承認・認可基準について」（平成21年3月31日付け国港総第59号及び国港海第21号港湾局長通知）記２の規定により、関係書類を添え下記のとおり、報告します。

記

１　処分しようとする財産
　イ　種　　類
　ロ　名　　称
　ハ　位　　置
　ニ　構造及び性能
　ホ　数　　量
　ヘ　取得年月日（供用開始日）
２　処分の内容
３　処分の相手方の氏名又は名称及び住所
４　処分の相手方の利用計画
５　処分しようとする理由（包括承認となる根拠を明示すること）
６　財産処分後の管理
７　財産処分の工程

8　処分しようとする財産の取得又は効用の増加に要した費用に関する明細

9　添付書類（位置図、平面図及びその他参考となる資料）

別紙様式第４

番　　号

年　月　日

国土交通大臣　殿

報　告　者

地方公共団体名

長の職名及び氏名　　印

港湾局所管国庫補助事業等に係る財産処分報告書（間接補助）

〇〇年度〇〇港〇〇事業に係る財産の処分について、間接補助事業者から承認申請があったので、「港湾局所管国庫補助事業等に係る財産処分承認・認可基準について」（平成21年3月31日付け国港総第59号及び国港海第21号港湾局長通知）記３の規定により、関係書類を添え下記のとおり、報告します。

記

1　処分しようとする財産

イ　種　　類

ロ　名　　称

ハ　位　　置

ニ　構造及び性能

ホ　数　　量

ヘ　取得年月日（供用開始日）

2　処分の内容

3　処分の相手方の氏名又は名称及び住所

4　処分の相手方の利用計画

5　処分しようとする理由（包括承認となる根拠を明示すること）

6　財産処分後の管理

7　財産処分の工程

7　財産処分に係る返納金額（国庫補助金等相当額の算定根拠を含む）

8　処分しようとする財産の取得又は効用の増加に要した費用に関する明細

9　添付書類(間接補助事業者等から補助事業者等への財産処分承認申請書及びその他参考となる資料)